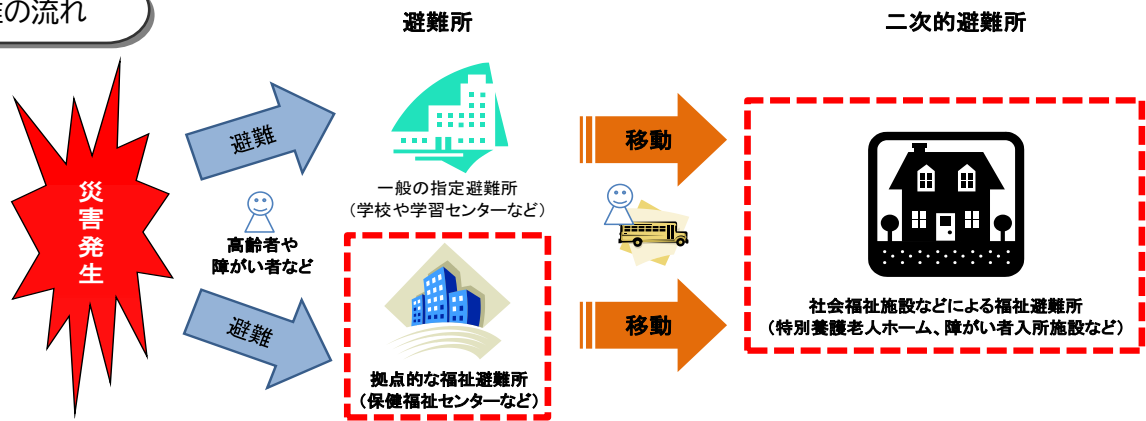


避難の流れ



避難行動要支援者登録制度 (旧災害時要援護者)

お問い合わせ…長寿福祉課 長寿福祉係 525-7656
障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748
申請窓口…長寿福祉課 長寿福祉係
障がい福祉課 障がい庶務係
各支所

災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方などで、人の支援を受けないと避難が困難な方(避難行動要支援者)のために、安全な場所に避難する際、地域で支え合い、助け合う、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

対象者

在宅で生活する方で、次のいずれかに該当する方です。

- (1)要介護認定3～5を受けている方
 - (2)75歳以上のひとり暮らし高齢者
 - (3)身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
 - (4)療育手帳Aの交付を受けている方
 - (5)精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
 - (6)指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち、医療依存度が高い方
 - (7)65～75歳のひとり暮らし高齢者など、登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望される方
- (高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bの交付を受けている方・難病患者のうち(6)以外の方及び外国人の登録希望者など)

申請に必要なもの

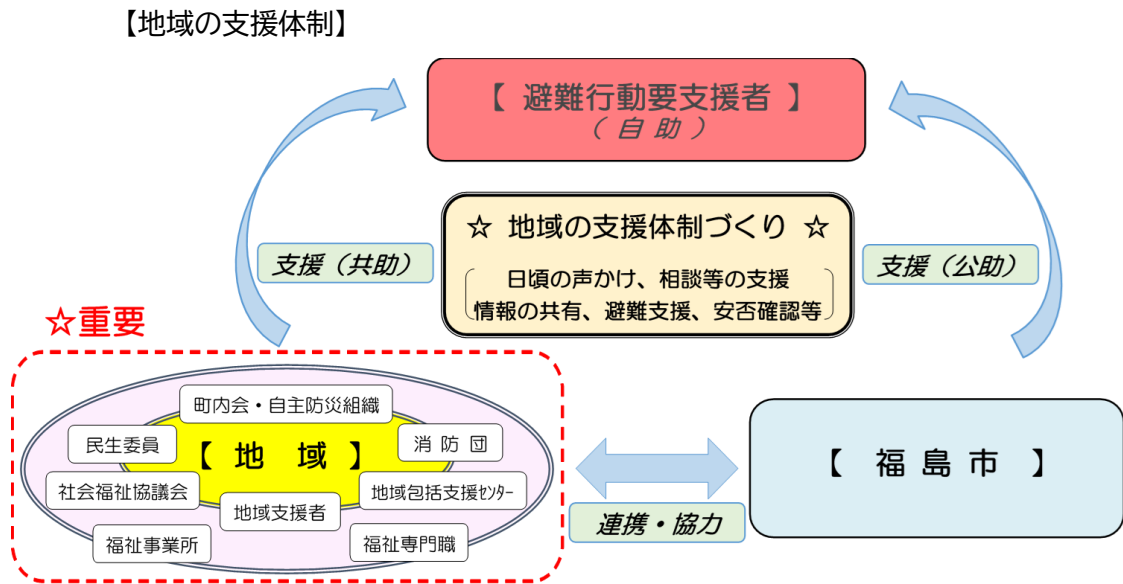
- 申請書

避難行動要支援者登録制度に登録するとどうなるの？

福島市、福島市消防本部、地元の自主防災組織、町内会、消防団、民生委員・児童委員など災害発生時に支援活動を行う方々や『地域支援者』の皆さんが登録情報を共有・活用させていただき、緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動がよりスムーズに行われるように、日頃から地域と皆さんが良好なコミュニケーションを図れるような『地域ぐるみの支援体制づくり』を進めます。

Q:『地域支援者』とは？

A:地域の各団体と協力し、ボランティア精神に基づいて要援護者の支援活動をしていただくご近所にお住まいの方です。



災害が起きた際の避難経路や避難場所を
事前に確認しましょう！



避難するときは

	地震	台風・火山噴火
建物の中	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな家具などから離れる。 ・テーブルの下に入るなど身を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、インターネット、ラジオなどで情報を集める。 ◆水害・土砂災害の警戒レベル レベル5はすでに災害が発生している状態です。 4 すぐに逃げる 3 逃げる準備をする ※逃げるのに時間がかかる人は逃げる
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を開けて出口を作る ※建物がゆがみ、ドアなどが開かなくなることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆噴火警戒レベル 5 居住地域から逃げる 4 居住地域では逃げる準備をする このように伝えます 「●●地域／地区に●●警戒レベル●が発令されました」
逃げるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・火を消す。 ・ガスが漏れていないか確かめる。 ・ブレーカーを落とす。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・動きやすい服装で2人以上で歩いて逃げる 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・塀や高い建物から離れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川や山に近づかない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に車を停めて離れるときは、カギをかけずに、カギをつけたままにする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所では係員の指示に従う。 	

逃げるときに持ち出すもの

普段からリュックなどに入れて準備しておきましょう。

飲み水、すぐに食べられる物、ライト、保険証、薬、眼鏡(コンタクトレンズ)、ペン、メモなど

※持ち出すものは人によって違います。

普段から自分に必要なものは何なのか、考え、準備しておくことが大事です。